

たじみの公共施設

1

問 公共施設管理室
林 TEL 22-1372

公共施設マネジメントとは、市の所有する公共施設を最適な状態で保有・運営・維持するため、総合的に管理する取り組みのことです。

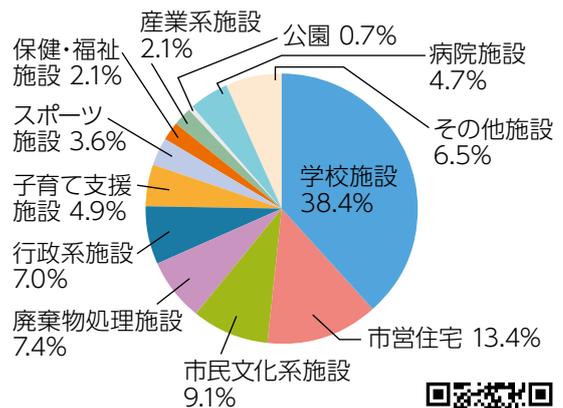
全国的に人口減少などにより歳入(市税)が減少し、高齢化により歳出(扶助費)が増加しているため、公共施設に使える予算は少なくなってきました。このような状況から、他の自治体では、管理が十分にされていない公共施設で重大事故が発生しています。

多治見市では、公共施設管理室を設置し、本格的に公共施設マネジメントを始めました。昨年度は、市の公共施設の現状を把握するため、公共施設白書を作成しました。



多治見市には現在、247施設、総延床面積42.5万㎡の公共施設があります。(上・下水道施設や道路、橋りょうは除く。)

市民一人当たりの延床面積は3.84㎡で、全国平均(3.22㎡)より約2割多い状況です。



公共施設白書は多治見市公式ホームページに掲載しています。



子どもの権利を考えよう

子どもの権利に関する本の紹介

問 くらし人権課 升田 TEL 22-11128

「多治見市子どもの権利に関する条例」は、平成元年に国連で採択された子どもの最善の利益を第一とする「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の精神を踏まえ、平成15年9月に全国で4番目に制定されました。

この条例に基づき「子どもの自己肯定感(自分自身を大切に思える気持ち)」の向上を目標に、平成29年度から8年間の「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」に沿い、さまざまな施策に取り組んでいます。

多治見市の子どもの権利に関する条例の礎になっている「子どもの権利条約」をずっと身近に感じられる本を紹介いたします。小学館から発行されている『子どもによる子どものための子どもの権利条約』です。この本は、1994年にアムネスティ・インターナショナル日本支部主催で実施された「子どもの権利条約 翻訳・創作コンテスト」で最優秀賞を受賞

した当時中学2年生の女子生徒2人の作品をまとめたものです。

「条約」「権利」と聞くと、難しいものと敬遠しがちです。また、子どもに「権利」を与えるなら「義務」も果たさなければならぬと思われ方もあるでしょう。「子どもの権利」は、すべての子どもが生まれながらに与えられる当たり前の「権利」であり「義務」を伴わないものです。

この本は、子ども目線で分かりやすい文章になっています。生き物や自然の写真が随所に挿し込まれ、家族と一緒に楽しみながら読んでいただけると思います。子どもにとって大切なものを話し合っきっかけ作りにはいかがでしょうか。



▲子どもによる子どものための「子どもの権利条約」
小川尚子・福岡鮎美 著
小学館 発行



シリーズ
Vol.97